

## 5.入院時食事療養費等について

- ・当院では、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っています
- ・管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています

### ■食事療養標準負担額

		食事療養 標準負担額
一般		510円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円
低所得者Ⅱ	1年間の入院日数が90日 目まで	240円
	1年間の入院日数が91日 目以降	190円
低所得者Ⅰ		110円

### ■生活療養標準負担額

		生活療養 標準負担額
一般		510円
指定難病の患者		300円
住民税非 課税世帯	低所得者Ⅱ	240円
	低所得者Ⅰ	140円